

# 建設副産物適正処理推進に関する設計積算要領

(平成 15 年 5 月 20 日都市整備局長決裁)

## 目次

### 第 1 章 総則(第 1 条)

### 第 2 章 発注工事の設計及び積算(第 2 条～第 11 条)

### 第 3 章 雑則(第 12 条)

### 附則

## 第 1 章 総則

### (目的)

第 1 条 この要領は、仙台市発注工事における建設副産物適正処理推進要綱(平成 15 年 5 月 20 日市長決裁。以下「要綱」という。)第 33 条の規定に基づき、要綱の適正な実施を図るため、本市が発注する建設工事(以下「発注工事」という。)に係る設計及び積算に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 第 2 章 発注工事の設計及び積算

### (工法の指定)

第 2 条 発注者は、発注工事の設計において、当該発注工事の目的、地盤条件、周辺環境、工期及び経済性等のほか、当該発注工事に伴い発生する建設副産物の量、種類、再利用方法及び処分方法を考慮し、適切な工法を指定することにより、建設副産物の発生の抑制、分別解体等、再使用、再生利用、再資源化等及び適正処理等の促進を図るものとする。

### (建設副産物の発生の抑制に配慮した設計)

第 3 条 発注者は、発注工事の建設副産物対策について、現場内利用の促進及び適正な工法の選択等により、当該工事現場からの搬出量の抑制に努めた設計としなければならない。

### (建設副産物の分別解体等に配慮した設計)

第 4 条 発注者は、発注工事の設計にあたって、ライフサイクルを考慮し、分別解体等が容易な環境づくりに配慮しなければならない。

### (再生資材の指定)

第 5 条 発注者は、建設副産物の発生の抑制及び再生資材の利用を図るため、次の各号のいずれかに該当する場合、発注工事の設計において、当該各号の定める再生資材を当該発注工事に利用すべき建設資材として指定するものとする。ただし、当該発注工事の施工又は完成後の建築物等の機能に支障が生じると認められる場合、その他再生資材を指定することが適当でない場合はこの限りでない。

(1) 当該発注工事に伴い、要綱別表第 1 の左欄に掲げる建設発生土で同表の右欄に掲げる建設資材として当該発注工事に要求される品質を備えているもの(以下「適合建設発生土」という。)が発生する

場合 当該建設発生土

- (2) 当該発注工事に伴い、要綱別表第 1 の左欄に掲げる建設発生土で同表の右欄に掲げる建設資材として当該発注工事に要求される品質を備えていないものが発生する場合 土質改良又は適切な施工管理による当該建設発生土
- (3) 他の発注工事において適合建設発生土を搬出する場合 当該適合建設発生土
- (4) 当該発注工事の施工場所(以下「工事現場」という。)からの距離が 50km 以内の範囲で施工される民間設工事を含む他の機関が発注する工事(以下「他の建設工事」という。)において、適合建設発生土を搬出する場合 当該適合建設発生土
- (5) 工事現場からの距離が 40km 以内の範囲に存する再資源化施設において、要綱別表第 2 又は要綱別表第 3 の左欄に掲げる再生骨材等で、それぞれの表の右欄に掲げる建設資材として当該発注工事に要求される品質を備えているもの(以下「適合再生骨材等」という。)を製造している場合 当該適合再生骨材等
- (6) 当該発注工事又は他の建設工事において発生するコンクリート塊を当該工事の施工箇所内で再生資材として加工したもの(以下「コンクリート破砕材」という。)を当該工事現場で道路路体盛土材、水面埋立て材及び建築構造物埋戻材等に再利用することが可能である場合 当該コンクリート破砕材
- (7) 工事現場からの距離が 40km 以内及び運搬に要する時間が 1 時間 30 分以内の範囲に存する再資源化施設において、要綱別表第 3 の左欄に掲げる再生アスファルト混合物で同表の右欄に掲げる建設資材として当該発注工事に要求される品質を備えているもの(以下「適合再生加熱アスファルト混合物」という。)を製造している場合 当該適合再生加熱アスファルト混合物

(指定副産物の搬出)

第 6 条 発注者は、再生資源の利用の促進を図るため、発注工事の実施に伴い発生する指定副産物について、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該発注工事の設計において、それぞれ当該各号に定める搬出場所を選定するものとする。なお、第 1 号から第 4 号に該当する場合においては、別図 1 「建設発生土の搬出フロー」も参考に搬出場所を選定すること。

- (1) 工事現場から建設発生土を搬出する場合において、本市の土量調査結果等より、当該建設発生土が工期の重複する他の発注工事に要求される品質を備えている場合 当該他の発注工事のうちのいずれかの工事の施工場所
- (2) 前号の規定によることができず、工事現場から建設発生土を搬出する場合において、当該建設発生土が工事現場からの距離が 50km 以内の範囲内で施工される他の建設工事に要求される品質を備えている場合 当該他の建設工事のうちのいずれかの工事の施工箇所
- (3) 前号の規定によることができず、工事現場から建設発生土を搬出する場合において、工事現場からの距離が 50km 以内の範囲内にある登録型ストックヤードの受入が可能な場合 当該登録型ストックヤード
- (4) 前号の規定によることができず、工事現場から建設発生土を搬出する場合 残土受入地(残土処分)
- (5) 工事現場からコンクリート塊又はアスファルト・コンクリート塊が発生する場合 再資源化施設
- (6) 工事現場からコンクリート破砕材を搬出する場合において、有価物として当該コンクリート破砕材を利用することができる他の建設工事が存する場合 当該他の建設工事のうちのいずれかの工

#### 事の施工場所

- 2 前項の規定により選定された場所へ搬出できない場合は、当該発注工事の受注者との協議によることとし、その旨を施工条件明示書に記載するものとする。

#### (再資源化できない建設副産物の処分方法及び処分場の指定)

第7条 発注者は、発注工事の実施に伴い発生する建設副産物のうち前条の規定による選定をすることができないものについて、必要に応じ、当該発注工事の設計において、廃棄物処理法及びこれに基づく命令(以下「廃棄物処理法令」という。)の規定に従い、その処分方法及びこれを処分すべき場所を宮城県知事の作成する宮城県産業廃棄物許可業者名簿又は市長の作成する仙台市産業廃棄物許可業者名簿に登載された産業廃棄物処理業者の産業廃棄物処理施設のうちから選定するものとする。

#### (盛土材の搬入)

第8条 発注者は、再生資源の利用の促進を図るため、盛土及び埋戻しに用いる土(以下「盛土材」という。)について次の各号のいずれかに該当する場合には、当該発注工事の設計における工事目的物に要求される品質等を考慮したうえで、別図2「盛土材の利用フロー」を参考に、それぞれ当該各号に定める搬入場所を選定するものとする。

- (1) 本市の土量調査結果等より、工期の重複する他の発注工事から搬出される盛土材が工事現場に要求される品質を備えている場合 当該他の発注工事のうちのいずれかの工事の施工場所
- (2) 前号の規定によることができず、工事現場からの距離が50km以内の範囲内で施工される他の建設工事から搬出される盛土材が工事現場に要求される品質を備えている場合 当該他の建設工事のうちのいずれかの工事の施工箇所
- (3) 前号の規定によることができず、工事現場からの距離が50km以内の範囲内にある登録型ストックヤードからの購入が可能な場合 当該登録型ストックヤード
- (4) 前号の規定によることができない場合 民間土取場

- 2 盛土材の搬入場所を選定するにあたって、前項の規定によることができない場合は、事前に都市整備局技術管理室と協議するものとする。

#### (その他の事項の指定)

第9条 前3条に定めるもののほか、発注者は、必要に応じ発注工事の設計において、当該発注工事における建設副産物の発生の抑制、分別解体等及び再生資材の利用並びに当該発注工事に伴い発生する再生資源の利用の促進及びその他の建設副産物の適切な処分に関する事項を指定するものとする。

#### (積算)

第10条 発注者は、発注工事の積算において、建設副産物の発生の抑制、分別解体等、再生資材の利用、再生資源の利用の促進及び建設副産物の適切な処分に要する費用について、原則、次の各項に定めるところにより行うものとする。

- 2 発注工事の積算は別に定める仙台市単価を用いることとし、仙台市単価に記載がないものについては見積りを用いること。
- 3 発注工事から再生資材や建設副産物を搬出入する場合には、運搬費のほか搬出入に係る費用の合計で最も安価となる搬出入先を選定すること。

- 4 建設副産物を有価物として売却する場合には、売却相当額を減額計上すること。
- 5 建設副産物を再生資材として利用する場合には、当該資材を使用する工事が当該建設副産物の破碎等の再利用に係る費用を計上すること。
- 6 他の発注工事の建設副産物を工事間流用もしくは再生資材として利用する場合には、当該建設副産物の搬出を予定していた工事が運搬費を計上すること。なお、他の建設工事の場合には、他の建設工事の発注者との協議による。
- 7 発注工事以外から再生資材や建設副産物を搬出入する場合には、搬出入先の所在地（市区町村の町字名まで）、数量、運搬距離について、設計図書に明示すること。

（設計変更）

第 11 条 発注者は、第 2 条及び第 5 条から第 9 条の規定に基づき選定した事項が、建設副産物の発生の抑制、分別解体等、再生資材の利用、再生資源の利用の促進又は建設副産物の適正な処分を行う上で不適切であると認めるとき若しくは当該指定事項により当該発注工事の施工又は完成後の建築物等の機能に支障が生じると認めるとき、当該発注工事の設計を変更するとともに、当該指定事項を取り消し又は変更するものとする。

### 第 3 章 雑則

（実施細目）

第 12 条 この要領に関し必要な事項は、別に定める。

### 附則

（実施期日）

1. この要領は、平成 15 年 5 月 30 日より実施する。

（再生資源の利用の促進に関する設計積算要領の廃止）

2. 再生資源の利用の促進に関する設計積算要領（平成 7 年 9 月 5 日仙台市設計基準策定委員会決定）は廃止する。

（経過措置）

3. この要領の規定は、平成 15 年 5 月 30 日以降に請負契約を締結する発注工事について適用し、同日以前に請負契約を締結した発注工事については、なお従前の例による。

附則（平成 27 年 3 月 17 日改正）

この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

附則（令和 3 年 3 月 29 日改正）

この改正は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

附則（令和 4 年 3 月 24 日改正）

この改正は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

附則(令和 7 年 6 月 13 日改正)

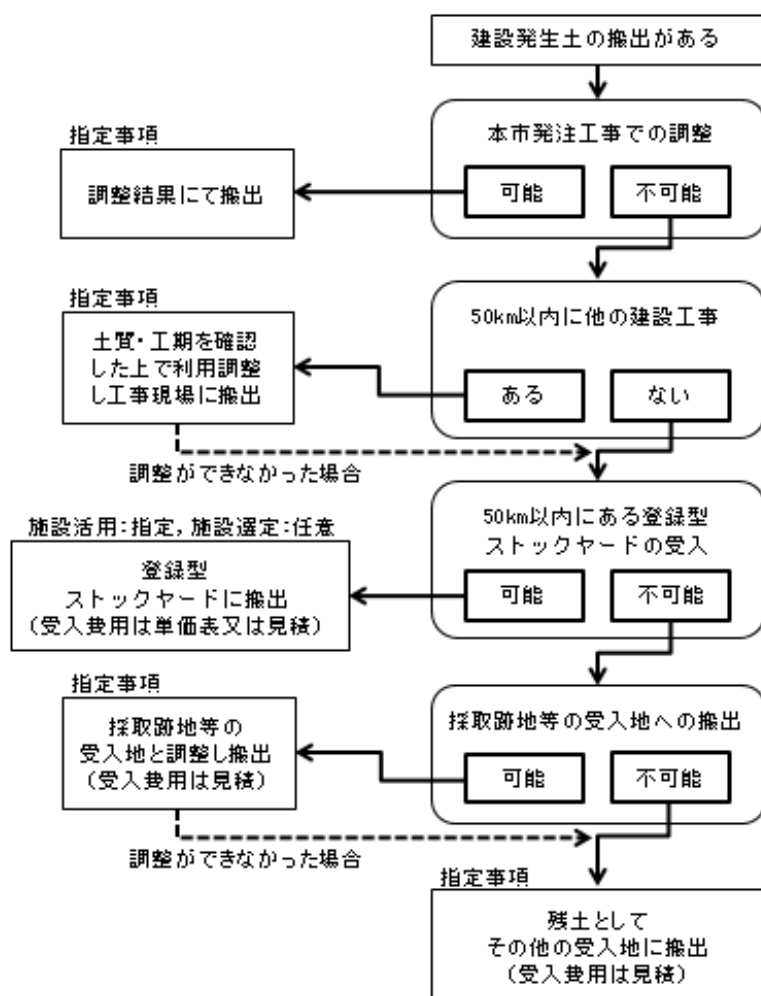
(実施期日)

- 1 この改正は、令和 7 年 10 月 1 日から実施する。

(経過措置)

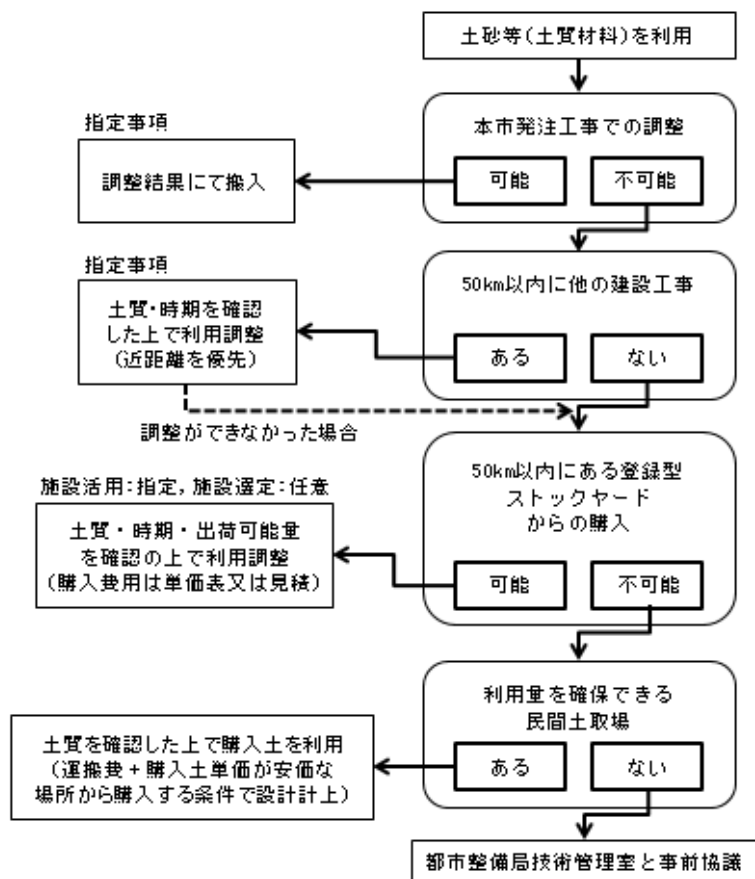
- 2 改正後の規定は、この改正の実施の日以後に策定又は改定した仙台市単価を用いて予定価格を算出した工事から適用し、同日前に請負契約を締結した発注工事については、なお従前の例による。

別図 1 建設発生土の搬出フロー(第 6 条関係)



採取跡地等の受入地への搬出:「碎石や砂利を採取した窪地等の跡地を復旧(埋め戻し)するために搬出」又は「廃棄物処理法で規定された最終処分場の覆土として搬出」

別図2 盛土材の利用フロー(第8条関係)



※施設管理者が品質等を求める等、特段の事情がある場合は、当該フローによらないこととすることができる。

(例)道路工事における埋戻し等